

市川市立妙典小学校 P T A 個人情報取扱方針

第1条（目的）

市川市立妙典小学校 P T A（以下「本会」という）は、個人の権利・利益の保護を目的とし、P T A名簿など本会が収集・管理する個人情報の取扱いについて、次条以下のとおり定めるものとする。

第2条（情報の収集・利用）

本会は、本会会則に基づく目的を達成するため、会員から適切な方法により、個人情報を取得し、次のために利用する。

- （1）会費集金・管理
- （2）本会本部役員・各委員の選出
- （3）本会本部役員・各委員の名簿
- （4）関係文書の送付
- （5）その他、本部役員会が本会の目的を達成するに必要と判断した場合

第3条（本会の取扱う個人情報）

本会は次の個人情報を収集し管理する。

- （1）会員の氏名
- （2）会員の児童の氏名、クラス
- （3）その他、本会の目的を達成するために必要な情報

第4条（管理責任者・管理方法）

- 1 本会の個人情報管理責任者を会長及び副会長とする。
- 2 本会は、個人情報管理責任者が指定する場所に、適切な方法により、収集した個人情報を管理する。

第5条（第三者への提供）

- 1 本会は、収集した個人情報を本人以外に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。ただし、次のような場合、管理責任者が必要と判断すれば同意を得なくても提供できる。
 - （1）法令に基づく場合
 - （2）人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
 - （3）公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
 - （4）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - （5）業者に委託する場合

なお、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を当該個人情報提供者（以下「本人」という）から開示するよう希望があれば、その内容について通知する。

- 2 業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する。
- 3 本会本部役員又は会員が個人情報を第三者に提供する場合は、予め備え付けてある管理簿に提供した年月日、目的・内容を記載する。

第6条（個人情報の廃棄）

本会は、個人情報につき、管理責任者が不要と判断した場合直ちに廃棄する。

第7条（情報の開示）

本会は、本人から個人情報開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

第8条（秘密保持義務）

本会の個人情報管理責任者及び取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第9条（漏えい時等の対応）

- 1 本会会員が、本会が保有する個人情報が漏えい・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者に通知しなければならない。
- 2 管理責任者が前項に求める通知を受けたときは、個人情報の漏えい・紛失について調査し事実を確認した後、本部役員会に報告するとともに、右事実を本人に通知しなければならない。

第10条（研修）

本会は、本会の個人情報取扱者に対し、定期的に、個人情報保護の重要性について研修を実施するものとする。

第11条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第12条（本取扱方針の改正）

法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、本部役員会において審議し承認をもって本取扱方針を改定することができる。なお、改定した場合は会員へ周知する。

附則

本取扱方針は令和3年4月1日より施行する。